

福島県12市町村起業支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う避難指示等の対象となった12市町村（以下、「12市町村」という。）において、県外からの新たな住民の移住の促進により、新たな活力を呼び込むことで、12市町村の復興・再生の更なる加速化を図ることを目的として、新しい地域を創り出すなどチャレンジを行う意欲のある、県外から12市町村へ移住して新たに起業する者及びSociety5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野においてデジタル技術を活用した事業承継又は第二創業する者（以下、「起業者等」という。）に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で起業支援金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 12市町村

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う避難指示等の対象となった市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村）をいう。

(2) 移住

福島県以外の地域から住民票の異動を伴い12市町村に転入し、5年以上継続して居住する意思をもって主たる生活拠点を当該地域に構えることをいう。

(3) 起業

12市町村において、株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、社団法人、特定非営利活動法人等を新たに設立し、又は、開業届出により個人事業を開業し、その代表者となることをいう。

(4) 起業支援金

第4条に規定する要件を満たす者に対し、福島再生加速化交付金を活用し、新たに起業する者が起業に要する経費に対して交付する補助金をいう。

(5) 事業承継

代表者の交代を伴い、新たな事業へ取り組むことをいう。

(6) 第二創業

同一法人が、既存事業とは異なる新たな事業へ取り組むことをいう。

(補助の対象及び補助額)

第3条 起業支援金は、起業者等が実施する事業（以下、「補助事業」という。）に要する別表第1に掲げる経費のうち、補助事業を実施するために直接必要かつ適當と認めるもの（以下、「補助対象経費」という。）について交付するものとし、国からその他の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に掲げる補助金等及び第4項に掲げる間接補助金等）を受けていない場合に交付の対象とする。

- 2 起業支援金の補助額及び補助率は別表第2において県が定める補助額及び補助率とする。

（対象者の要件）

第4条 次の各号に定める要件を満たした上で、起業支援金の交付を申請しようとする者（以下、「申請者」という。）を対象とする。

（1）対象者に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 別に定める期間において、株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、社団法人、特定非営利活動法人等を新たに設立し、又は、開業届出により個人事業を開業し、その代表者となる者であること、又は別に定める期間において、Society5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野においてデジタル技術を活用した事業承継又は第二創業により実施する個人事業主若しくは株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、社団法人、特定非営利活動法人等の代表者となること。
- ② 申請者は、平成23年3月11日時点で12市町村に居住していた者（住民票がある者）以外の者であること。
- ③ 次の12市町村の意見を聞いて福島県が定める者のいずれかに該当すること。
 - ア 避難地域の復興支援、特に避難地域が抱える課題の解決に意欲を有する者。
 - イ 避難地域の復興まちづくりの基礎人材となる者。
 - ウ 避難地域において新規立地、事業再開した企業の産業人材となる者。
 - エ 避難地域の地域資源や文化の継承に意欲を有する者。
- ④ 法令遵守上の問題を抱えている者でないこと。
- ⑤ 申請を行う者又は設立される法人の役員が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者ではないこと。
- ⑥ 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- ⑦ 12市町村に転入する直前の居住地における市区町村民税を滞納していない

こと。

(2) 移住等に関する要件

① 申請時点で12市町村に居住している場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 移住元に関する要件

(ア) 12市町村に住民票を移す直前に、連続して3年以上、福島県以外の地域に在住していたこと。

イ 移住先に関する要件

(ア) 12市町村に転入したこと。

(イ) 令和3年7月1日以降に転入したこと。

(ウ) 12市町村に定住（5年以上継続して居住）する意思を有していること。

② 申請時点で12市町村に居住していない場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 移住元に関する要件

(ア) 申請する直前に、連続して3年以上、福島県以外の地域に在住していること。

イ 移住先に関する要件

(ア) 別に定める期間内に県外から12市町村に移住する意思が確認できること。

(イ) 転入予定の12市町村に、定住（5年以上継続して居住）する意思を有していること。

(3) 事業に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

① 12市町村で新たに起業する事業であること、又はSociety5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野においてデジタル技術を活用した事業承継又は第二創業により実施する事業であること。

② 別に定める期間内に新たに起業する事業、又は事業承継又は第二創業を経て新たに実施する事業であること。

③ 事業の継続性が一定程度見込まれること。

④ 公序良俗に反する事業でないこと。

⑤ 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条において規定する風俗営業等）でないこと。

(交付申請)

第5条 規則第4条第1項の申請書は様式第1号とし、規則第4条第2項の添付書類は次の各号によるものとし、申請期間は、県が別に定める日とする。なお、令和3年7月1日以前の既存事業とは異なる新たな事業を行う法人等の設立、又は新たに個人として開業届出を行うときは、第1項第4号から第6号の該当する書類を提出すること。

(1) 起業に関する書類

- ① 事業計画書 (様式第1号 別紙1)
- ② 起業支援金の交付申請に関する誓約書 (様式第1号 別紙2)
- ③ 役員一覧 (様式第1号 別紙3)
 - 申請者本人を含む、役員になる予定の者を全て記載すること
- ④ 12市町村に転入する直前の居住地における市区町村民税を滞納していないことを証明する書類
- ⑤ (既に法人設立済の場合) 履歴事項全部証明書
- ⑥ (既に個人事業主として開業済の場合) 税務署に提出した開業届出の写し
- ⑦ (起業支援金の申請をする法人以外の法人の役員に就任している場合) 当該法人の履歴事項全部証明書（令和3年7月1日以降に発行されたもの）

(2) 移住に関する書類

- ① 申請時点で12市町村に居住している場合
 - ア 住民票謄本の写し
 - イ 写真付き身分証明書（提示により本人確認できる書類）のコピー
 - ウ 移住元の住民票の除票の写し（移住元での在住地、在住期間を確認できる書類）
 - エ 住居を証明する書類（賃貸契約書又は登記簿謄本のコピー）
 - オ 戸籍謄本の附票の写し等（平成23年3月11日時点の居住地が確認できるもの）
 - カ その他、県が必要と認める書類
- ② 申請時点で12市町村に居住していない場合
 - ア 住民票謄本の写し（現住所での在住期間を確認できる書類）
 - イ 写真付き身分証明書（提示により本人確認できる書類）のコピー
 - ウ 戸籍謄本の附票の写し等（平成23年3月11日時点の居住地が確認できるもの）
 - エ その他、県が必要と認める書類

2 申請者は、前項の起業支援金の交付申請をするに当たって、当該起業支援金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れ

に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕入れ控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除額が明らかでないものについてはこの限りではない。

(交付決定)

第6条 県は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、予算の範囲内で交付決定を行い、申請者に通知するものとする。

- 2 県は、前項による交付決定を行うに当たっては、前条第2項により起業支援金に係る消費税等仕入控除税額を減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適當と認めた時は、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 県は、前条第2項のただし書による交付申請がなされたものについては、起業支援金に係る消費税等仕入控除税額について、額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 4 審査の結果、起業支援金の交付を不適當と認めるとき、又は予算上の理由等により当該年度における起業支援金の交付ができないときは、その理由を付して当該申請者に不交付の決定を通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 申請者は、前条の通知に係る交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、起業支援金の交付申請を取り下げようとするときは、その交付決定を受けた日から10日以内に、様式第2号による取下届出書に理由を付して、県に提出しなければならない。

(補助事業の遂行)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者(以下、「補助事業者」という。)は、法令の定め並びに起業支援金の交付決定の内容並びにこれに付した条件その他県の指示及び命令に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならず、起業支援金を他の用途に使用してはならない。

(補助事業の遂行の指示等)

第9条 県は、補助事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その補助事業者に対し、これらに従って事業を遂行すべきことを指示するものとする。

2 県は、補助事業者が前項の指示に従わなかったときは、その補助事業者に対し、当該事業の中止を命ずるものとする。

(補助事業の内容及び経費の配分の変更)

第10条 補助事業者は、補助事業の内容及び経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ様式第3号による変更承認申請書を県に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

- 2 前項ただし書きに規定する軽微な変更とは、別表第1に掲げる各経費区分相互間において、いずれか低い額の20%以内の変更である場合をいう。
- 3 県は、第1項の承認をする場合において必要に応じて交付決定の内容を変更し又は条件を付すことができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第11条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、様式第4号による中止（廃止）承認申請書を県に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延等の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、様式第5号による遅延等報告書を県に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第13条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について県から報告を求められたときは、速やかに、様式第6号による遂行状況報告書等の書類を提出しなければならない。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、交付決定があった日の属する年度のうち、県が別に定める日までに、様式第7号による実績報告書を県に提出しなければならない。

また、申請時点で12市町村に居住していない場合は、次の各号の書類を提出するものとする。

- (1) 住民票謄本の写し
- (2) 移住元の住民票の除票の写し（移住元での在住地、在住期間を確認できる書類）

(3) 住居を証明する書類（賃貸契約書又は登記簿謄本のコピー）

- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、起業支援金に係る消費税仕入控除税額が明らかなときは、当該消費税等仕入控除額を減額して報告しなければならない。

(額の確定等)

第15条 県は、前条の報告書の提出を受けたときは、書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告書に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容、並びに第10条に基づく承認をしたときは、その承認された内容、及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき起業支援金の額を確定し、様式第8号による確定通知書により、補助事業者へ通知する。

(交付の請求)

第16条 補助事業者は、前条の規定による額の確定の通知を受けたときは、速やかに様式第9号による交付請求書を県に提出するものとする。

(起業支援金の支払)

第17条 県は、前条の規定による請求書を受理したときは、速やかに当該起業支援金を補助事業者に支払うものとする。

(是正のための措置)

第18条 県は、第14条第1項の規定による報告書の提出を受けた場合において、その報告書に係る補助事業の成果が交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につきこれに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して指示するものとする。

(交付決定等の取消し等)

第19条 県は、第11条による承認をしたときは、第6条による交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- 2 県は、補助事業者が交付決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱に違反したときは、交付の全部又は一部を取り消すことができる。
- 3 県は、前項の規定による取消しを行った場合において既に当該取消しに係る部分に対する起業支援金が交付されているときは、期限を付して当該起業支援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
- 4 県は、第2項に基づく取消しを行い、前項に基づく返還を命ずるときは、その命令に係る起業支援金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パー

セントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

- 5 第3項に基づく起業支援金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(起業支援金の経理等)

第20条 補助事業者は、起業支援金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

- 2 補助事業者は、第1項の証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、県の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う起業支援金の返還)

第21条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときは、様式第10号により速やかに県に報告しなければならない。

- 2 県は、前項の報告があったときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 第19条第5項の規定は、前項の返還の規定に準用する。

(財産の管理)

第22条 補助事業者は、起業支援金事業により取得し又は効用が増加した財産（以下、「取得財産等」という。）について、様式第11号による取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業が完了した後も取得財産等を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、起業支援金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

(財産の処分の制限)

第23条 取得財産等のうち、規則第18条第1項第2号及び第3号に規定する別に定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械、器具、備品及び他の財産とする。

- 2 規則第18条第1項ただし書に規定する県が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

- 3 補助事業者は、前項に定める期間内に、取得財産等を他の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供しようとする（以下、「取得財産等の処分」という。）ときは、様式第12号により県の承認を受けなければならない。
- 4 補助事業者は、補助事業実施期間中に取得財産等があったときは、第14条に定める報告書に様式第13号の取得財産等明細表を添付するものとする。
- 5 補助事業者は、取得財産等の処分により収入があるとき、又はあると見込まれるときは、様式第14号により収入金報告書を県に提出しなければならない。県は、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

（開業及び法人等の設立）

第24条 補助事業者が、補助事業において個人事業を開業したときは様式第15号の開業届出書を、法人等を設立したときは様式第16号の法人等設立届出書を県に提出しなければならない。

（立入検査等）

第25条 県は、補助事業の適正を期するために必要があると認めたときは、補助事業者の事務所、事業所等に立ち入り、関係書類、帳簿、その他の物件等を検査することができる。

（事業化状況報告）

第26条 補助事業者は補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度以降5年間、毎会計年度終了時に必要書類を添付の上、速やかに当該補助事業に係る過去1年間の事業化状況について、様式第17号により県に報告しなければならない。ただし、補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、この限りではない。

（補則）

第27条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1

補助対象経費	経費区分
新たに起業する者が起業に要する経費	人件費、店舗等借料、設備費、原材料費、借料、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託料、マーケティング調査費、広報費等

別表第2

補助額及び補助率

補助額	補助率
400万円以内	補助対象経費の3／4以内